

第1章 計画の趣旨

1. 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、男女共同参画社会基本法第2条^(※1)において定義されており、男性も女性も意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会をイメージしています。



男女共同参画社会のイメージ図



(内閣府資料抜粋)

※1 男女共同参画社会基本法第2条第1項「男女共同参画社会の形成」 (抜粋)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成することをいう。

2. 計画策定の趣旨

男女がお互いの人権を尊重し、ともに支え、責任を分かち合いながら社会のあらゆる分野に参画していくことができる男女共同参画社会の実現は、市民一人ひとりが本人の意欲に応じてあらゆる分野で活躍でき、豊かな人生を送ることができるまちづくりの推進に繋がります。本市においても男女共同参画社会の実現に向けて、市民・事業者・行政の役割を再認識するとともに、各種施策を計画的に取り組むため、「第3次高梁市男女共同参画基本計画」を策定します。

3. 計画の背景

<世界では>

世界では、国際連合を中心に「女子差別撤廃条約」（昭和54（1979）年）や「北京宣言・行動綱領」（平成7（1995）年）の採択など、これまで様々な取組を行ってきました。

また、平成27（2015）年には、国際社会の共通の目標として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中に掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）^{（※2）}」の17の目標の一つとして「ジェンダー^{（※3）}平等の実現」が設定されました。

このように、ジェンダーの平等は共通の目標として世界で共有されています。

※2 持続可能な開発目標（SDGs（Sustainable Development Goals））

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

※3 ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

<国では>

国は、国際社会の取組と連動しながら「男女雇用機会均等法」などの整備を進め、昭和60（1985）年に、「女子差別撤廃条約」を批准しました。

また、平成11（1999）年施行の「男女共同参画社会基本法」に基づき、「男女共同参画基本計画」を策定し、関連施策の推進を図っています。

その後も、平成13（2001）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV^{※4}防止法）」、平成28（2016）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を施行するなど、男女共同参画社会の実現に向けた法整備や取組を行い、現在は第5次となる男女共同参画基本計画を策定しています。

※4 DV

「配偶者や交際相手など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」のことで、「ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）」ともいわれ、しばしば「DV」と略されて使われています。DVには、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力なども含まれます。

<岡山県では>

県は、国際社会や国内の動きを背景に男女共同参画社会の実現に向けた取組を行い、平成11（1999）年4月に、男女共同参画社会づくりを推進するための拠点施設として「岡山県男女共同参画推進センター（ウィズセンター）」を開設しました。

また、平成13（2001）年3月に県の基本計画として「おかやまウィズプラン21」を策定し、同年10月には「岡山県男女共同参画社会の促進に関する条例」を施行しました。

その後も、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組を行っており、現在は、第5次となる「おかやまウィズプラン」を策定しています。

<高梁市では>

本市においても、豊かで活力ある男女共同参画社会の実現を目指し、平成17（2005）年4月に「高梁市男女共同参画推進条例」を施行しました。この条例に基づき、平成19（2007）年に「高梁市男女共同参画基本計画」を、また平成24（2012）年3月に「第2次高梁市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画のまちづくりを計画的に推進してきました。

男女共同参画の考え方は、徐々に浸透しつつあるものの、家庭・職場・地域社会といった様々な場面において、長い歴史の中で生まれた、固定的な性別役割分担意識や社会的慣習・慣行は依然として存在しています。

また、少子高齢化・人口減少が進む中、将来にわたり持続可能な地域社会を構築していくためには、これまで以上に男女共同参画社会を推進していく必要があります。

これらの現状を踏まえ、本市では、男女共同参画社会の実現に向けた計画的な取組を行っていきます。

4. 男女共同参画を取り巻く社会情勢からみえてくる課題

●少子高齢化・人口減少の進行

我が国は、少子高齢化・人口減少社会に突入しており、その傾向は、本市においても顕著に表れています。

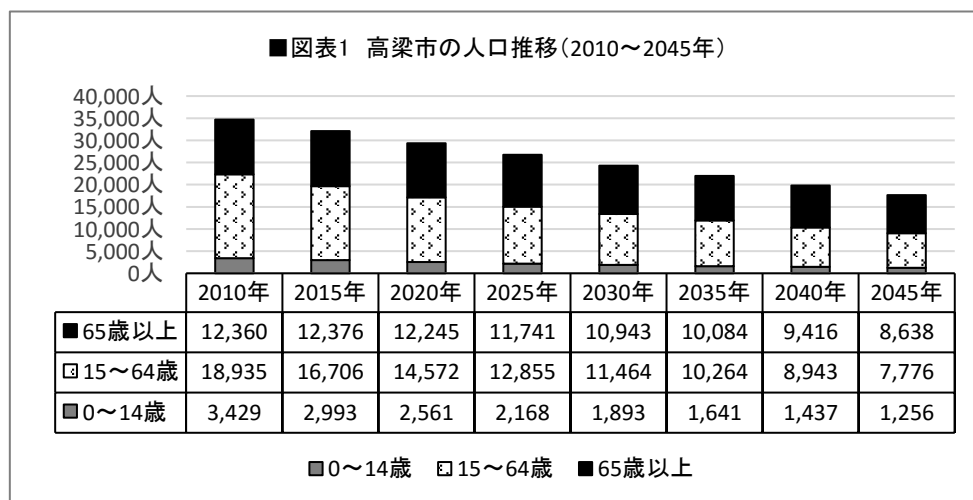
「図表1 高梁市の人口推移」及び「図表2 高梁市の人口構成」をみると、本市の人口減少は今後も続いていくことが予想され、令和22(2040)年には65歳以上の人口が生産年齢といわれる15～64歳の人口を追い越すという推計が出ています。

これらの状況は、労働力人口の不足、地域の人手不足や活力低下などを引き起こす大きな要因になると考えられます。

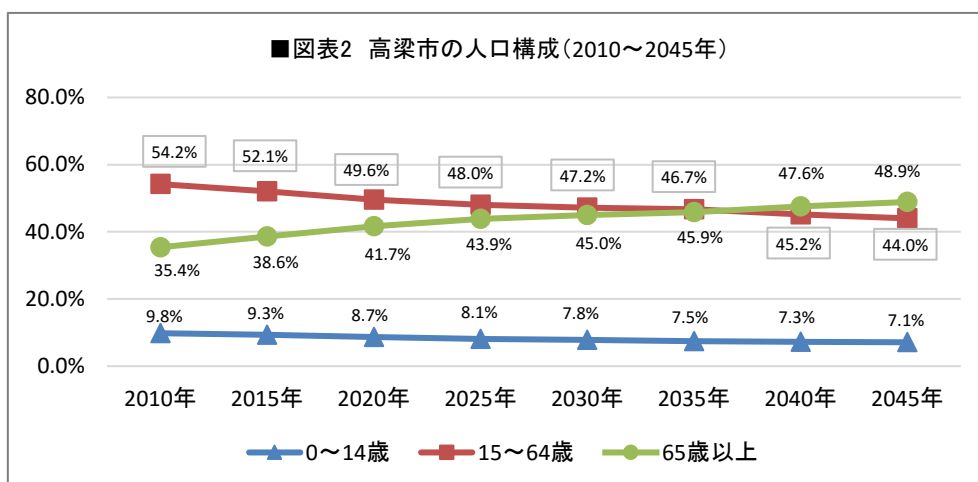
こうした中で、女性の活躍を推進することは、女性も働き手の一人として、労働力人口の増加が期待されるだけでなく、国民の価値観の多様化が進む中で、様々な視点が確保され、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すことに繋がります。

また、少子高齢化が進むことは、高齢者を支える現役世代が減少していくことを意味しており、内閣府が公表した「令和元(2019)年版高齢社会白書(全体版)」では、令和47(2065)年には、現役世代1.3人で1人の65歳以上の者を支える社会が到来することが予想されています。

これらの状況に対応するため、「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的な性別役割分担意識を解消し、仕事・家庭・地域等、あらゆる場において、性別に関係なく、男女がともに個性や能力を発揮し活躍することができる社会づくりが必要であるといえます。



2015年までは「国勢調査」、2020年以降は「国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口」



2015年までは「国勢調査」、2020年以降は「国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口」

●平均寿命の延伸と人生100年時代の到来

我が国は現在、世界有数の長寿社会を迎えており、厚生労働省の簡易生命表によると、令和元(2019)年の我が国の平均寿命は、男性81.41歳、女性87.45歳であり、90歳まで生存する女性の割合は過半数を超えるという結果が出ています。

本市においても、平成27(2015)年の平均寿命は、男性が81.2歳、女性が87.8歳となっています。

このような状況の中、男性も女性も若いうちから人生100年時代を意識し、これからは「教育、仕事、老後」という単線型の人生設計ではなく、本人の希望に応じて、仕事と家庭や地域、また個人の生活との調和を図っていくことが、生涯にわたり豊かな人生をもたらすと考えられます。

また、平均寿命の延伸により、今後、男女ともに親や配偶者の介護の担い手としての負担が増大することが予想され、地域との繋がりが乏しい場合は、孤立した介護生活に繋がる恐れもあります。

これらのことから、人生100年時代の安心の基盤である生涯にわたる健康を実現し、仕事だけでなく、家事・育児・介護に主体的に関わり、生涯にわたって自立した生活が維持できるよう、全ての人々が、それぞれの希望に応じた様々な働き方、学び方、生き方を選べる環境づくりが必要であるといえます。

●頻発する大規模災害や新型コロナウイルス感染症等の流行による影響

大規模な災害の発生や感染症の流行は、全ての人々の生活を脅かすと同時に、女性や脆弱な状況にある人々により深刻な影響を与える可能性があります。このような非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護等の家庭責任が女性に集中しがちであること、女性がより職を失いやすいこと、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力が増加するといった諸課題が一層顕在化することが懸念されます。

そのため、非常時において女性に負担が集中するなどの課題が深刻化しないよう、平常時からあらゆる施策の中に男女共同参画の視点を含めることが必要であるといえます。

●法律・制度の整備と女性の政策・方針決定過程への参画拡大

働き方改革関連法の制定や女性活躍推進法の一部改正が行われるなど、女性活躍を推進するための法律・制度の整備が進められる中、女性の就業者数は増加傾向となっておりますが、男性と女性との間の待遇の格差は依然として残っており、固定的な性別役割分担意識の影響から、働き続けることを希望しながらも働くことができない女性もいまだ存在しています。

このような状況において、働きたい人全てが、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく、働き続けることができ、その能力を十分に発揮することができる環境を整備していくことが必要であるといえます。

5. 計画の位置づけ

この計画は、「男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項」及び「高梁市男女共同参画推進条例第 9 条」に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画です。

また、本計画の「基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築」の「重点目標 4 あらゆる暴力（DV 等）の根絶」を「DV 防止法」第 2 条の 3 第 3 項に規定する市町村基本計画（DV 防止計画）に位置づけるとともに、「基本目標Ⅲ 男女がともに活躍する社会づくり」を「女性活躍推進法」第 6 条第 2 項に規定する市町村推進計画（女性活躍推進計画）に位置づけます。

「高梁市総合計画」の目指す都市像や基本理念を踏まえるとともに、「高梁市子ども・子育て支援事業計画」等と連携しながら、高梁市の男女共同参画社会の形成に取り組みます。

6. 計画の期間

この計画の期間は、令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までの 5 年間とします。